

事 務 連 絡
令和 7 年 1 1 月 2 0 日

都道府県
各 指定都市 高齢者施設等整備担当課 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

第 1 次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に係る取組箇所数等の把握について（依頼）

平素より、国土強靱化のための介護施設等の整備にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

近年の激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ地震等の切迫する災害におけるリスクに備え、介護施設等における耐災害性強化対策（耐震化・ブロック塀等の改修・水害対策・非常用自家発電設備の設置）を計画的かつ着実な事業実施を行う必要があり、厚生労働省としても、各都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）における、管内の介護施設等の対策の取組状況と緊要性を的確に把握した上での事業実施を進めていくこととしています。

このため、「第 1 次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に係る令和 8 年度所要見込額調査の実施について」（令和 7 年 9 月 4 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）でもお知らせしていたように、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）に掲げられた施策の今後 5 か年にわたる事業の適切かつ効果的な実施を図る観点から、都道府県等における取組箇所数等を把握するための調査を下記のとおり実施しますのでご回答願います。

都道府県等担当各位におかれましては、本調査の趣旨をご理解いただきますとともに、管内市町村とも連携のうえ、調査へのご協力をよろしくお願い致します。

なお、本調査は、老人保健健康増進等事業（厚生労働省補助事業）において、国土強靱化対策の効果的な事業実施に係る分析に活用すること及び調査の結果を公表する予定としていることを申し添えます。

記

1 介護施設・事業所向け調査（提出期限：令和7年12月19日（金））

（1）調査スキーム

- ・ 都道府県等におかれては、別添1「耐災害性強化対策チェックシート」（以下「調査票」という。）を調査の対象となる管内の介護施設・事業所へ送付（都道府県においては施設種別（別紙参照）に応じて市町村を経由することを原則とします。）願います。
- ・ 都道府県及び市町村におかれては、管内の介護施設・事業所に対する調査票の送付が済み次第、送付先の情報を別添2「送付先リスト」に記載して（2）の調査事務局あて電子メールにてご提出ください。なお、都道府県が管内市町村分の「送付先リスト」を取りまとめてご提出いただくことも差し支えありません。
- ・ 都道府県又は市町村においては、介護施設・事業所に対し、送付された調査票に必要事項を記載し、提出期限までに（2）の調査事務局あて電子メールにて直接提出するようご指導ください。

<都道府県等・市町村>

→ 調査票を介護施設等へ送付・送付先をリスト化

<介護施設等>

→ 調査票記入・調査事務局へ提出



（2）調査事務局及び調査票提出先

【調査事務局】

「介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 井上 泰輔、栗城 尚史、谷 真寛

【提出先（問合せ先）】

メール：jp_cons_mhlw_national_resilience@pwc.com

（3）留意事項

- ・ 都道府県又は市町村から提出された提出「送付先リスト」については、回答率を高め本調査の精度の向上を図る観点から、回答状況を把握するために活用します。回答状況によっては、必要に応じて督促等に活用することを想定しています。また、「送付先リスト」には、令和7年11月

1日時点の介護施設等（休止中含む）を記載することとし、休止している介護施設等に対しては、調査票の送付は不要です。

- ・ 調査対象施設について別紙を参照いただき、施設区分に該当する管内の介護施設等に対して、調査票を送付ください。

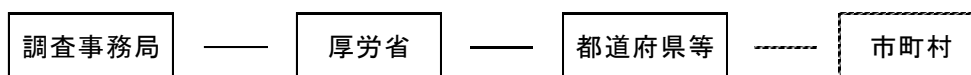
2 都道府県等向け調査（提出期限：令和8年1月30日（金）（予定））

（1）調査スキーム

- ・ 1の調査において介護施設等から回答のあった調査票を調査事務局において集計し、集計結果等を後日、都道府県等に共有します。
- ・ 共有のあった集計結果等も踏まえ、各都道府県等において別途送付する調査票（※）に必要事項を記入し回答いただくことを予定しています。

（※）調査票は、先般実施した令和8年度所要見込額調査の調査票と同様のもので令和8年度から令和12年度までの状況を記載いただくことを想定しています。（調査票は集計結果等の共有と併せて送付予定）

① 集計結果等のフィードバック →



← ② 集計結果等も踏まえ調査回答

（2）留意事項

- ・ 都道府県等向け調査は、1の調査結果等における管内の介護施設等の整備意向や整備時期等も踏まえ、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して実施するものを記載いただく想定をしています。
- ・ 都道府県等向け調査の詳細については、別途ご連絡します。

○ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における国土強靱化対策に係る補助対象事業の範囲（予定）

（１）耐震化

【耐震化促進事業】

耐震診断の結果、震度６強以上の地震で倒壊の危険性がある高齢者施設等（昭和５６年５月３１日までに建築確認申請が受理されていた旧耐震基準による建築物に限る。）において、必要な耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）を実施するもの

（２）ブロック塀等の改修

【高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業】

高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であって、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。

（３）水害対策強化

【水害対策強化事業】

次に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等において、台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業の内容	想定される事業
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修

	及び設置後１７年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ２階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修 ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの） ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備	・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

- (a) 建築基準法（昭和２５年法律２０１号）第３９条により指定された災害危険区域
- (b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第９条により指定された土砂災害特別警戒区域
- (c) 地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- (d) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第５３条により指定された津波災害警戒区域及び同法第７２条により指定された津波災害特別警戒区域
- (f) 特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）附則第２条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- (g) 水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号に規定する浸水想定

区域（同法第 14 条により指定された洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 により指定された高潮浸水想定区域をいう。）

- （h） その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条により作成された地域防災計画等で定める区域

（４）非常用自家発電整備

【非常用自家発電設備整備事業】

高齢者施設等において、災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

- （a） 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの
- （b） 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後 3 日間（72 時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。

○ 第一次国土強靱化実施中期計画上の社会福祉施設等における施策の目標

社会福祉施設等の耐災害性強化対策【厚生労働省・こども家庭庁】

- ① 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）の耐震化率
99.47%【R2】 → 99.71%【R12】 → 100%【R52】
- ② 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設（全国約 500 施設）の対策完了率
20%【R4】 → 53%【R12】 → 100%【R52】
- ③ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設（全国約 4,200 施設）の対策完了率
4%【R4】 → 24%【R12】 → 100%【R37】
- ④ 廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等（全国約 22 万施設）のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（3 日分の電力確保）の強化が必要とされる施設（全国約 7,600 施設）の対策完了率
12%【R4】 → 49%【R12】 → 100%【R20】